

宮城県立がんセンターカーテン賃貸借仕様書（案）

- 1 賃貸借名 宮城県立がんセンターカーテン賃貸借（定期メンテナンス付）
- 2 賃貸借場所 宮城県立がんセンター
- 3 賃貸借物件 防災カーテン 1402枚（詳細は別紙『カーテン内訳書のとおり』）
- 4 賃貸借期間 令和5年7月1日から令和10年6月30日まで

5 仕様

- (1) 前記3の賃貸借物件の詳細（サイズ、設置場所等）は別紙『カーテン内訳書』のとおりとする。
- (2) カーテン定期メンテナンス回数は12ヶ月に1回（計4回）とし、契約箇所すべてを洗濯すること。
※メンテナンスの時期（日程）については、発注者と協議するものとする。
- (3) 賃貸借期間中の臨時クリーニング（スポットメンテナンス）及び破損カーテンの補修は無償とする。
※ただし、発注者や病院利用者が故意又は過失により破損させたものに関しては、両方で協議した上で対応を決定する。
- (4) カーテン生地は別紙『カーテン内訳書』を基に発注者で生地指定した製品とする。

6 個別仕様

- (1) カーテンの取付場所及びサイズ等は別紙『カーテン内訳書』のとおりとする。
- (2) カーテン生地
 - ア カーテンの生地は、別紙「カーテン内訳書」に示す例示生地、または次のイからオに掲げる条件を全て満たす同等品以上の生地とすること。
 - イ 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。
また防災ラベルは、水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合する、(イ)ラベルのものを使用すること。
 - ウ 耐光堅牢度4級以上、洗濯堅牢度4級以上を使用すること。
 - エ 病室の窓用カーテン及び仕切りカーテンについては、SEKマーク（赤）を有するものであること。
 - オ 水洗い及びドライクリーニングによる寸法変化率が、タテ1.0%以下、ヨコ2.0%以下であること。
- (3) カーテン縫製について
【フック】
 - ア カーテンフックは、永久に錆びないようにステンレス製を使用し、洗濯時プレス仕上げ時に支障が出ず、且つ、カーテン本体から容易に抜け落ちないよう縫い付けたものとする。

【タッセル】

ア 窓用レースカーテンを除く全てのカーテンにはマジックテープ付きタッセルを本体に縫い付けにする。

(4) カーテン納品について

ア 納品の日程は事前に作業工程表を提出し、発注者の了解を得ること。

イ 納品は院内稼働中に行うため、服装、人数等について事前に発注者の了解を得たうえで作業すること。

ウ 納品は契約が開始する前日までに完了すること。ただし、発注者の都合で期日までに納品できない箇所については、両者で協議し、契約期間内に納品すること。

(5) 『カーテン管理台帳』に基づく寸法表示

ア 受注者は、取り付け場所毎にカーテンの種類、サイズ、数量が把握できる『カーテン管理台帳』を作成し、発注者に提示すること。

イ 縫製したカーテンには、1枚毎に寸法表示ラベルをカーテンの裏に縫い付けること。

(6) 防災製品であることの表示

縫製したカーテンには、消防庁の業者認定番号その他難燃性であることを示したラベル【(イ) ラベル】をカーテン1枚ごとに縫い付けること。

(7) 定期メンテナンス

ア メンテナンス業務を実施する場合、両者協議の上、作業工程表を提出し、発注者の了解を得ること。

イ カーテンの取り付け、取り外しは受注者において行うこと。

ウ メンテナンス期間中は代替予備カーテンを取り付けること。

エ メンテナンス期間中の代替予備カーテンは受注者の責任で取り付けたものと同等品を用意し、発注者に迷惑がからない措置を講ずること。

オ カーテンの交換業務にあたっては、発注者の指示に従い、療養をさまたげることのないよう心がけること。

カ メンテナンス時に破れ及び破損カーテンを確認した場合速やかに、補修縫製の処置をとること。

キ カーテンの交換業務に関与するスタッフは発注者に迷惑がからないよう必ず業者を証明する名札をつけ作業をすること。

ク カーテンレールの点検・軽微な補修を行うこと。

ケ 受注者は、自社のクリーニング工場を保有していること。

コ カーテン・ランドリークリーニングの方法は、

①予洗 (1回～2回常温にて最低5分以上)

②本洗 (1回～3回常温～60℃、洗剤にて約10分)

*本洗の際、生地の性質により洗濯を分け、生地への負担を抑えること。

③脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)

④乾燥 (1～3回、生地により乾燥強度を変える)

(8) 臨時クリーニング (スポットメンテナンス)

突発的に、カーテンの汚れが生じた場合、発注者においてカーテンを所定の場所に集約し、受注者に連絡する。

受注者は発注者から代替カーテンの要望があれば適宜貸出しをする。

(9) 納入等

- ア カーテンの縫製前に現場において実測すること。
- イ カーテン実測に基づいて縫製すること。
- ウ 取付けは、全て受注者が行うものとする。

7 その他

- ア 原則的に納入業者はカーテン賃貸借契約の実績として 200 床以上の医療機関との契約実績のある業者とすること。
- イ 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議の上決定すること。